

令和8年度小学校新1年生の保護者のみなさまへ

つくばみらい市教育委員会学校総務課

- 令和8年度 つくばみらい市就学援助制度 -

就学前新入学学用品費支給のお知らせ

つくばみらい市では、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難なご家庭に対し、学校教育で必要な費用（新入学用品費、学用品費、給食費等）の一部を援助する就学援助制度を設けています。

小学校就学前に、就学援助制度で新入学学用品費の受給を希望される方は、つくばみらい市教育委員会学校総務課へ申請願います。

※就学援助制度は年度毎の認定となります。小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。

新入学学用品費の就学前支給の対象となる方

- 来年度小学校就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するつくばみらい市民の方

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護の停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人の事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除の扱いを受けた方	保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予を受けた方	保険税減免決定通知書・徴収猶予許可通知書の写し等
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	原則不要
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩職業安定所登録日雇い労働者の方	日雇労働被保険者手帳の写し等
⑪世帯全員の所得合計額が基準※以下の方（下表参照）	令和7年1月1日現在 ①つくばみらい市に住民登録があった方 →不要（※） ②つくばみらい市に住民登録がなかった方 →世帯全員分の市民税課税（非課税）証明書（18歳以上）
⑫その他特別な事情がある方	主たる生計者が死亡の場合など具体的な事由の記載による

※⑪に当てはまる方で税（所得税・市民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。（給与、年金のみの方を除きます。）

〈所得基準の参考例〉

世帯構成	世帯全員の所得合計額（持家）	世帯全員の所得合計額（借家）
2人（母・小学生）	約166万円	約238万円
3人（父・母・小学生）	約220万円	約292万円
3人（母・小学生2人）	約229万円	約300万円
4人（父・母・小学生2人）	約279万円	約351万円

※上記は、世帯構成員の年齢等によって異なりますので、目安としてご覧ください。

支給額・申請方法などは、裏面をご覧ください

支給額・支給日

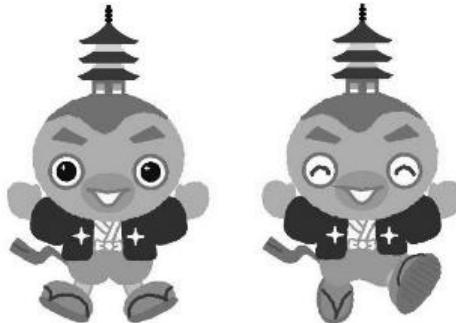
- 支給額 57,060円
- 支給予定日 令和8年3月中旬

申請方法・申請期限

■ 申請期限 令和8年2月13日（金）必着

- 申請書類に必要事項をご記入の上、下記の申請期限内に学校総務課でご申請ください。
※申請書類は、学校総務課でご用意しています。また、つくばみらい市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【つくばみらい市ホームページ】



留意事項

- 申請は令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）（必着）までです。期限に間に合わなかった場合、今回の新入学学用品費の支給を見送ります。
- 期限内に申請ができなかった方は、入学後、学校を通じて申請ができます。審査の結果、認定となった場合は、令和8年7月頃に他の就学援助費と一緒に支給いたします。
- 新入学学用品費の就学前支給を受けた方は、入学後の新入学学用品費（入学後支給）は対象となりません。
- 添付書類の不足や申請書の記入漏れがあった場合には、審査が滞り、支給時期が遅れます。
- 令和8年2月20日（金）を超えて書類不備の場合、今回の新入学用品費の支給を見送りといたします。
- 新入学学用品費の就学前支給を受け取った方が、入学前につくばみらい市外に転出された場合、返金は求めませんが、転出先の自治体には本市で新入学学用品費の就学前支給を行った旨を通知いたします。
- 表面冒頭にも記載のとおり、就学援助制度は、年度毎の認定となります。小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。

お問い合わせ・提出先

つくばみらい市教育委員会 学校総務課 学務係 就学援助担当

〒300-2395 つくばみらい市福田195番地

電話 0297-58-2111（代表）

内線 7107